

能力再開発・雇用促進の助成金制度

厚生労働省は、雇用促進・能力開発などを目的とする多数の助成金制度を設けています。企業に対するおもな助成金は、つぎのとおりです。

1. 雇用に対する助成金

雇用の要件・対象者	給付内容
1) ハローワークまたは一定の職業紹介事業者の紹介による雇用の場合 (1) 60才以上65才未満の人 (2) 65才未満の障害者・母子家庭の母等	賃金の1/3を1年間給付 (大企業は1/4です。以下同様)
2) 再就職援助計画の対象者(45才以上65才未満)を前職の離職日から7日以内に雇用の場合	30万円/人を給付

* 雇用した日の前後6ヵ月間に、会社都合による解雇をしていないことが条件です。

<申し込み窓口> ハローワーク

2. 従業員の能力開発支援に対する助成金

1) 従業員の「年間職業能力開発計画」にもとづき行なうとき

実施内容	給付内容
(1) 10時間以上の職業訓練の実施	訓練費用の1/3(1/4) 限度 1人1コース5万円
(2) 職業能力開発休暇の付与	休暇中の賃金の1/3(1/4) 訓練費用の1/4
(3) 長期教育訓練休暇制度の導入	休暇取得者1人につき5万円 限度 20人、最初の1人のみ30万円
(4) 職業能力評価の受検推進	受検費用の3/4、評価期間中の賃金の3/4
(5) キャリア・コンサルティングの委託	年間委託費用の1/2

* 都道府県の職業能力開発協会に「職業能力開発推進者」の選任届が必要

2) 助成対象となる機関で、職業訓練を受講したとき

受講機関	給付内容
(1) 情報処理に関する支援機関	受講料の1/3(1/4)、5万円限度
(2) 認定職業訓練施設	訓練期間中支払った賃金の1/3 限度 1人 10,650円/日 * 大企業は対象外

<申し込み窓口>

- 1) と2) の(1) の助成金 : 雇用・能力開発機構の各都道府県センター
- 2) の(2) の助成金 : 都道府県の職業能力開発主管課(訓練施設を經由)

お見逃しなく!

1. 個人に対する助成金

雇用期間5年以上の雇用保険の被保険者が厚生労働大臣の指定する訓練を受講・終了した場合、入学金・受講料の80%(30万円限度)がハローワークから支給されます。

- 2. 知らないで損をするのが助成金制度です。上記以外にも多数あります。経済産業省も、新技術の開発、経済の安定・活性化に対する助成制度を行なっています。